平成２１年（フ）第３０７号
福井県丹生郡越前町宿第６号９番地
債務者　森川扶仁子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
長野県上水内郡信州新町大字新町626番地、前住所岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2269番地１
債務者　吉澤　正嘉
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
愛知県岡崎市洞町字細田11番地１
債務者　神谷　和美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
三重県名張市百合が丘東５番町109番地
債務者　中林　辰治
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第８０号
三重県名張市夏見1944番地
債務者　堅田　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第９０号
三重県伊賀市土橋55番地の１
債務者　加藤　大輔
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３９号
三重県四日市市室山町1545番地２第３宮脇笹川ハイツＢ803
債務者　寺内　健二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
三重県いなべ市大安町大泉445番地
債務者　川崎　安広
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
三重県四日市市北山町1830番地
債務者　下田　俊行
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
三重県四日市市城東町17番３号　メゾン西浦301号
債務者　畠中　宣之
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
三重県桑名市大字東方2248番地122
債務者　山村真理子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６００号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番１―908号
債務者　三木　繁樹
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０号
鳥取県東伯郡北栄町大谷1270番地
債務者　大西　光彦
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８４号
広島県三原市本郷南２丁目13番24号
債務者　米田　俊平
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
徳島県阿南市富岡町あ王谷41番地１
債務者　谷口　一郎
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第２５号
徳島県阿南市富岡町あ王谷41番地１
債務者　谷口智恵美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第２７号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄宮ノ前17番地２
債務者　川原　久朗
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第２８号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄宮ノ前17番地２
債務者　川原　利枝
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部